

# 方言話者と法廷

榎澤 幸広\*

## The Dialect-Speaker and the Japanese Courts

Yukihiro ENOSAWA \*

### Abstract

This article examines (1) whether the dialect-speaker can use their own dialect as the mother-tongue in Japanese courts, and (2) whether they can have the free (or not) assistance of an interpreter.

キーワード：方言話者、裁判所法74条、刑事訴訟法175条

### はじめに—本稿の視座

国民が司法参加する裁判員制度が来年度(2009年)5月からスタートする。2008年5月28日付の毎日新聞によると、この制度実施に向け、最高裁はNECに委託し開発してもらった、法廷での証人尋問や被告人質問を瞬時に文字化する「音声認識システム」を、東京地裁で同日に公開したという。裁判員が審理直後の評議を行う際、この文字化を行うシステムは、録画・録音された法廷でのやりとりの中で確認したい場면을迅速に検索できるよう開発されている。今年度中には、全国約170の裁判員裁判用の法廷に設置する予定ということである。

しかし、現時点で、このシステムは認識率が8割であるという。方言については、なお

その率が落ちるといふ。関西弁は今後取り入れていくといふが、2007年4月の時点で、全国一律のシステムのため、各地の方言や独特の言い回しへの対応が難しいということが指摘されていたはずである<sup>1)</sup>。速記制度下での速記官が多く存在していた時代であれば、現場での聞き直しが可能であったはずだが、裁判員制度がまもなくスタートする現時点で、この状況では、やっつけ仕事と取られかねない。ましてや方言を使用する者は、程度の差こそあれ、全国にごまんといふわけであるから、裁判員の参加する裁判を迅速に進行させるという点にばかり囚われて、このままでは、憲法上の被告人の権利を始めとする人身の自由を侵害するものとなりかねないし、それと同時に結局のところ、国民である裁判員に過度の負担を与えかねない。

\* 情報コミュニケーション学部非常勤講師、Tsukuba Gakuin University

ここで、一つの疑問点を呈したい。「そもそも、日本の裁判機構が、今まで方言話者である当事者に対して、どのような対応してきたのか」ということである。裁判員が方言話者と法廷で対峙する場合、彼らを繋ぐコミュニケーション手段としての言語の媒介項が、通訳という形であれそれ以外の方法であれ、正確に機能することは言うまでもなく重要である。今まで仮に機能していなかったのであれば、今後、「音声認識システム」と併せて、当事者である方言話者は二重の不利益を被る可能性が出てくる。従って、裁判員裁判がスタートする以前の裁判において、方言話者の方言使用に対し、どのような対応が行われてきたのか確認することは重要なことであると考えられる<sup>2)</sup>。

## 1. 方言話者と関連法

この点、裁判所法74条「裁判所では、日本語を用いる」と刑事訴訟法175条「国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」の規定の意味を確認することが有用である。我々が、法廷で言語を使用する場合、日本語を使用することが示されているからである。

裁判所法74条の趣旨は以下の通りである<sup>3)</sup>。

裁判所における裁判事務の取扱いに際して、裁判手続に関与する者が、各自異なつた言語を用いることとすれば、相互に意思を十分疎通することができず、裁判手続は、混乱し、その公正を欠く虞があるばかりでなく、さらに、その手続の公開が要請されている場合に於ては、傍聴人が手続の内容を理解しえず、右公開の要請にもとることにもなりかねない。そこで、右のような弊害を除くため、わが国の裁判所の関係者が通常日本語に通じていることを考慮して、裁判所

の用語を日本語と定めることにし、本条の規定が置かれることになつたものである

すなわち、このような規定は、公正かつ公開の裁判の下、裁判に関わる者全てに対し、言葉の統一性を図り、相互の意思疎通や理解を図り易くすることに主眼が置かれているというのである。

そして、裁判所法74条に規定される「日本語」とは、「日本民族の用いている言語」をいうとしている<sup>4)</sup>。これは「国語」と同意義であり、標準語も方言も日本語であるとする。

そうならば更に突き詰めなければならないのが、「国語」の定義である。最高裁判所事務総局総務局が編集した解説書によれば、「厳密に言えば、「国語」は、同一国家に属する国民が祖先以来継承してきた言語で現にその国民によって使用されているものをいい、国家ないし国民という観念を前提として成立するものであるのに対し、「日本語」は言語の一種類であり、国家ないし国民とは無関係なもので、民族を前提にしたものである（広辞苑）。しかし、わが国のような単一民族国家においては、両者は同じものを指すことになる。』<sup>5)</sup>としている。すなわち、「日本語」と「国語」の定義の区分をした上で、結局のところ、同一のものを指すとしているのである。従って、刑事訴訟法175条の「国語」と裁判所法74条の「日本語」は、同じ意味になると考えられる（従って、以下の文章では、「日本語」「国語」という用語を使用するが、この解説書の解釈に従って、どちらも同じ意味として用いることにする）。このことは当然、方言話者が74条の下であれ、刑事訴訟法175条の下であれ、「日本語としての方言」を使用することが可能であることを示している。

しかし、この解説書では、①日本は単一民族国家であることの説得力ある詳細な説明、

②方言が日本語に含まれるとしているものの、方言の定義、が示されていなかった。

①については、周知の如く、歴史的に、そして政治的に、幾たびにわたる国境変動により、様々な民族が（大半は強制的に）日本の領土内に組み込まれていったという点<sup>6)</sup>、そして、戦後、海外からの移民者が増加しているという点からも、日本が単一民族国家であるとはいえない。例えば、被告人のアイヌ語使用が争点として争われたケース（札幌高判1977年3月3日）では、「日本国籍を有する者の使用する言語がすべて日本語であるわけではないこと」を認め、日本が単一民族国家ではなく、多言語状態にある「多民族国家」であることを容認している。

## 2. 「方言」の定義

### (1) 事典における定義

それでは、②について検討するために、まず事典の定義から、日本語に該当する「標準語」と「方言」とはいかなるものか、確認したい。

平凡社『世界大百科事典』によれば、「標準語」は「一国の教育、放送、行政などに使われる模範的な言葉。首都や文化的中心地の言葉が基盤となることが多い。標準語は、印刷された書き言葉として、近代国家の確立と結びついて普及することが多いが、今は放送での話し言葉における標準も重要である……日本でも……戦後は、現実に存在するもの〈共通語〉と呼ぶことが唱えられ、標準語は〈これから作りあげるべき正しく美しい理想的な日本語〉という性格を与えられて、現実には存在しないものとされた。しかし、標準語に非常に近いものが現に観察される。……」<sup>7)</sup>と定義されている。

これに対し、「方言」は「言葉が場所によって違うときに、そのある地域で使われる言葉を指している、普通は場所による違い（地域

方言）を指すが、欧米では社会階層、職業による違い（社会方言）をもく方言〉とすることがある。……（前者について）〈方言〉はまた、〈標準語〉〈共通語〉と対立する概念としても用いられる。標準語・共通語は国内に広く通じるが、方言は限られた範囲にしか通じない（このため〈地域語〉とも呼ばれる）。また、方言は母語として最初に家族や周囲から習得する話し言葉であり、共通語はその後、教育や文章を通じて、多くは書き言葉に近いものとして習得されるという違いがある。」<sup>8)</sup>と定義される<sup>9)</sup>。

### (2) 裁判事例の定義

事典においては、方言は、標準語に対立する概念として、限られた範囲で通じる、ある地域で使われる言葉といった定義がなされているが、法廷においてはどうか。

篠ノ井市役所職員頸肩腕症候群公務災害事件では、「支所に来所する者の多くは、付近住民であって、当該地方の風俗・人情・方言等を共通にする狭い生活圏に属する者同士であるから、相互に何らかの親近性があるわけであるし……」と述べていることから<sup>10)</sup>、「方言」が狭い生活圏で共通に使用されるものであることがわかる。

また、元総理大臣である故・田中角栄を被告としたロッキード事件丸紅ルート控訴審判決では、田中の「よしゃ、よしゃ」の発言を解釈する際に、裁判所は方言について、「……この種の言葉がもともとは方言であるにしても、特定の限定された地域にしか通用しない意味がよくわからない特殊な言葉であるとは考えられず、かなり一般的に使用されその意味も十分理解できるものであることに徴すれば、承諾の意思を表したと認定できる……」<sup>11)</sup>と述べている。ここでは、方言は主に二分類することができるという点が理解される。すなわち、①特定の限定された地域でしか通用しない特殊な言葉、②かつては方

言であったかもしれないが、あるいは、現在も方言として存在しているかもしれないが、一般的に使用されるようになった言葉、である。

この他、選挙の際、方言で記入した投票用紙が有効か否か検討されたケースもある。

これらすべての事例において、「方言」の定義の最も共通する部分は、一定エリアでしか通用しない言葉であるということである。

### (3) 裁判官の混乱

しかし、「方言」の位置づけを明確にできなかったケースもある。東京地裁の裁判長は、1972年2月16日の第1回公判時において、被告人が使用する言葉の位置づけについて混乱している(判決は、1973年9月6日)<sup>12)</sup>。ポイントは以下、二点ある。

第一点目。被告人の一人が沖縄語で話したのに対し、裁判長は、「日本語で答えるようにしなさい。沖縄語は日本語ではないと規定します。」と忠告している。

第二点目。忠告後も、三被告人が沖縄語で話したため、法廷は混乱し、公判は十分間休憩という形になった。これに対し、公判再開後、裁判長は、「沖縄の方言だけでは審理できないので広く一般に知られている標準語で話してもらいたい。三被告人はその能力がありながら、故意に沖縄の方言を使っており、これ以上沖縄の方言を使うと、通訳をつけざるを得ない。」と言い渡した。

この事例は、「うちなーぐち裁判」とか「沖縄語裁判」といわれるが、第一点目では、彼らの話した言葉が、「日本語」対「外国語(あるいは、別の一言語)」の図式で語られているのに対し、第二点目では、日本語の枠内として、「標準語」対「方言」の図式にすりかえられている。言語学上、一言語として成立している言語とある言語の一変種として位置づけられる方言とでは、全く異なるものである。

### (4) 留意すべき点

この事例は、二つの留意点を想起させる。

一つ目は、裁判所法74条や刑事訴訟法175条を適用する裁判長が、言語や方言の定義を理解していない点である。

二つ目は、日本の方言論が、戦前の政策において特殊な経緯を辿っている点である。すなわち、標準語(=国語)以外はすべて方言(=それ以外の言語(植民地の言語もアイヌ語も含む))という価値づけが行われたことから、言語が環境などによって変異していくと捉えられる「方言」とは、一線を画す特殊なものとされたことである。

明治以降、江戸が東京になり日本の首都となったのと相まって実際、「標準語」が架空の「東京語」を想定して整備がなされたということは近年の研究が暴いている<sup>13)</sup>。方言は「国語」普及という側面から、そして等質的な国民の創出という観点から障害要因とみなされ<sup>14)</sup>、1887年ごろから「方言撲滅」や「方言矯正」をスローガンとして「方言撲滅運動」が全国的に起こるようになった。更に標準語教育との関係で方言を使った生徒に対して罰として方言札をさげさせる「方言札」という罰札制度も存在した。実際方言を話すことによって沖縄ではスパイ扱いされ処罰の対象となった。このような背景をふまえるならば、方言は民族問題と連関させて考える必要があるし、現在の標準語変異として捉えられる方言に対しても、慎重な配慮が必要になるだろう。

## 3. 方言話者と刑事訴訟法175条

### (1) 国語に通じない者

刑事訴訟法175条は「[国語に通じない者]に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。」と規定する。この「国語に通じない者」とは、日本語による日常生活上の会話に相当の支障がある場合を指し、

外国人でも、日本語が通じ会話に支障がなければ通訳を要しないとされることが多い。この点、例えば、裁判所が、朝鮮人の当事者に対して、国籍にかかわらず、日本語に通ずる場合には日本語を用いさせ、用語の自由選択を許さないことは、憲法21条1項の定める表現の自由の保障に違反しないという事例がある（大阪高決1952年1月22日）。

これに対し、日本人だとしても、学校教育を受けなかったなどの理由により言語手段を獲得しなかった聴覚障害者である被告人も「国語に通じない者」に該当する。

但し、聴覚障害者である被告人が、「国語に通じない者」に該当しても、通訳が機能しない特殊なケースも存在している。例えば、福岡高裁宮崎支部は、審理を進めるにあたって、聴覚障害者でありかつ言語障害者である上に、文字を読めず、手話も会得していない被告人に対し、手話通訳者を通訳人として与えたケースがある。しかし結果は、ほとんど通訳人の身振りや手振りの動作によって被告人との意思を図ろうと試みることになった。裁判官は、このような通訳は刑事訴訟法175条が保障する通訳の本来の役割とは異なるとして、以下の理由をあげる。すなわち、①通訳人がいかなる努力をしようとも、被告人には抽象的言葉や仮定的話法などの通訳がまったくといってよいほど不可能であること、②仮に被告人に通訳し得たと思われる事柄があったとしても、身振り手振りの動作を手段とする以上、当然ながら正確性の保障を確保し得ないということ、を理由として掲げる。また、当該判決では、弱者が法の適用の場面で慎重な配慮が要請される必要に鑑み、刑訴法自体にも問題を投げかけている<sup>15)</sup>。そして本件は極限的事例であって、公訴棄却以外に解決する手段を見出すことができないとまで言い切っている。

この事例は、我々が法廷と向き合う際、何らかの動作だけではなく、言葉を介した言語

の存在が重要であることを確認させてくれる（無論、この中に手話言語も含まれるだろう）。すなわち、当事者は、いかなる言語であれ、一定のレベルの言語を習得していることが、法廷での当事者の孤立を少なくし、相手との距離を埋め、他者との関係を言語といったコミュニケーションを通じて、結び付けていくのである。

それでは、先の裁判所法74条の解釈では、「日本語」の中に「方言」が含まれると考えられているが、この方言である「日本語」を使用する者が「国語に通じない者」に該当することはないのであるか。この点、日本人だとしても、方言の程度が強く、一般人に通じない特殊な方言である場合には、日本語に通じない者の場合に準じることができると解されている<sup>16)</sup>。従って、日本人であっても、一般に通じない特殊な方言しか使用できない場合、通訳をつけることになる<sup>17)</sup>。

結局のところ、法廷では、「国語に通じない者」=外国人、「国語に通じる者」=日本人という図式が必ずしも成立するわけではない。このような図式が成立しないことは、先の大阪高裁のケースを見ても理解できるであろう。

## （2）法廷での方言使用の事例

それでは、法廷で方言使用した当事者に対する裁判官の対応はどうか。今まで検討してきたように、「方言話者」=「国語に通じる者」という図式も、「方言話者」=「国語に通じない者（に準ずる者）」という図式も成り立つことは理解できたと思われる。そうであるならば、両者の境界線がどこにあるのか検討する必要がある。

例えば、大分県中津市の住民が九州電力火力発電所の建設に反対して起こした豊前環境権訴訟での法廷時の口頭弁論でのやりとりを取り上げてみることにする。

裁判長 「原告に再び注意します。……方言での発言は、理解を混乱させますから、標準語でしゃべって下さい。」

鍋 井 「裁判長、そげなこついうたら、ふとおな問題どお。あんた裁判長「いのちき」ちゅう豊前の方言を知っちゃうか？」

裁判長 「いのちき？」

鍋 井 「知らんじゃろが。くらしちゅうこっちゃ。……そげなん方言も理解出来んもんに、こん裁判を起こしたわしどうん心は分からんはずじゃ。わしゃ、どげえしてんが、この裁判は方言でしゃべらしちもらいます。」

この事例では、原告の鍋井は裁判長によって方言使用を認められず、標準語使用を促されている場面が示されている。本来であれば、「特殊な方言」として、「国語に通じない者」に位置づけられるはずだが、裁判長は、鍋井が標準語を理解使用できると判断し、「国語に通じる者」に位置づけたと考えられる。

しかし、ここで一つのパラドックスが生じる。法解釈上、「方言」＝「日本語」と捉えたのなら、原告はそのままの方言使用で何の問題もなかったはずである。だが、この裁判長の発言を整理するならば、実務上、「日本語＝方言」という図式は成り立たなく、「日本語＝標準語」という図式のみが成立することにならないだろうか。

けれどもこの事例とは逆に、方言使用が認められている事例もある。例えば、所得税更正処分の取消を請求した山口地裁での判決では、証人の証言内容が信用性あるか否か、検討するにあたって、口頭弁論時の方言での発言と税務調査当時作成した原告とのやりとりの状況を作成したメモを対比している<sup>19)</sup>。

また、福岡高裁那覇支部判決では、判決理由本文のところで、「なお、被告人の発言は、沖縄の方言でなされており、それを標準語に直して認定した。」という部分も見受けられる<sup>20)</sup>。

#### 4. 当事者の言葉の使用と訴訟指揮

以上の事例から、「日本語」とは「方言」も含むのか否かが、事例毎に異なり、裁判所法や刑事訴訟法の「日本語」の意味が理解しにくくなった。ただ一つ理解できるのは、その判断を行ったのが、裁判長であったという点である。

このような裁判長の判断は、「訴訟指揮権」に属する。訴訟指揮権は、「訴訟の進行を秩序づけ、適切な審判を実現させるために裁判所に認められた権限」を指す<sup>21)</sup>。すなわち、公判期日や証人の選定など検察側と被告人・弁護側で調整がつかない状況を想定し、当事者主義の補完として裁判所にその調整役としての権限が与えられている。公判期日における訴訟指揮は、迅速な対応をはかる必要があるために、裁判長が行う（刑事訴訟法294条）。

大阪高裁は、「陳述者が日本語に通ずるや否やの判定は、陳述者の自由な申出によるものではなくて、裁判所の合理的な判断に委ねられるところ」であるとしている（大阪高決1952年1月22日）。すなわち、当事者に言語使用权があるのではない。そして、日本語に通じないと認められる以上通訳を付けることは裁判所の義務のほうであるが、裁判所にその判断権があるのである。

これを刑事訴訟法175条と関連づけて整理してみると、外国語を母語とする話者との関係において、①どの言語を使用させるか、②通訳人を付けるか否かの選択、③通訳人を付ける場合もどの言語の通訳人を付けるかという選択も、裁判所の訴訟指揮権の範囲に属す

ることになる。③については、例えば、タイ人である被告人に対し英語を通訳使用した事例（東京高判1960年12月26日）がある。

また、被告人が聴覚障害者であっても、通訳人を付けることは法律上義務とはされておらず、裁判所の裁量に委ねられているし（大阪高判1975年11月28日）、通訳の代わりに、筆問・筆答の方法も許されている（刑事訴訟規則125条）。

それでは、方言を母語とする話者との関係においてはどうか。裁判所の訴訟指揮権の範囲を整理してみると、裁判所は、①どの日本語（標準語か母語である方言か）を使用させるか、②通訳人を付けるか否かの選択、を行うということになる。

このような判断を行う基準として、裁判所自らが、陳述者の経歴、環境、理解および表現能力、態度その他の資料により合理的に判断して決すべきものであるとされている（大阪高決1952年1月22日）。

## 5. 方言話者と市民的及び政治的権利に関する規約

### (1) 当該規約14条3項(f)の内容

この点、市民的及び政治的権利に関する規約（以下、B規約）14条3項(f)を検討する必要がある。日本国憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、B規約は、「日本国が締結した条約」であるからである（1978年5月30日署名、1979年6月21日批准）。14条3項は、初めに「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する」とし、更に同条同項の(f)において、被告人が「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合は、無料で通訳の援助をうけること」を規定する<sup>22)</sup>。

この規定の権利は、B規約一般的意見によれば、刑事手続における公正の原則と武器対等の原則のもう一つの側面を規定するものと考えられている<sup>23)</sup>。そして、この権利は、口頭による全ての段階で生ずるものとされる。

この権利を享受する者は、「自国民」と「外国人」である。従って、日本国籍を持っているが、日本語ではない母語を用いる者も含まれると考えられる。

しかし、通訳が用意される者は、条約規定にも示されているように、「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない」者のみである。この点、一般的意見は、被告人が裁判所が使用する公用語とは別の言語を母語とするが、自ら効果的に防御するに十分なほど公用語に精通している場合、この権利は認められないとしている<sup>24)</sup>。従って、締約国に対し、このような者にまで通訳利用を義務付けるものではないことが理解できる。

### (2) 国内法との比較

B規約の当該規定は、国内法が裁判所による通訳人の任命権限と責任を規定するのに対し、被告人の権利としての性質を強調し、「通訳を受ける権利」を位置づけていた<sup>25)</sup>。

そして当事者が通訳人を「無料」で受けられるか否かが異なっていた。通訳費用が有料である場合、たとえ権利として認められていたとしても、貧富の差によって、通訳人を雇うことができなくなってしまい、実質的に無意味な規定になってしまう。B規約の当該規定は、この点について配慮していると考えられる。この点、日本の裁判所でも、通訳費用の負担が一切許されないことを認めた<sup>26)</sup>。

しかし、どちらの規定も、通訳人をつけることができるのは、「裁判所で使用される言語に通じない者」であった。国内法よりも、B規約の規定がより厳格な定義をしていると

考えられるが、結局のところ、ここでも裁判所の「訴訟指揮権」を認めることにならないだろうか。従って、「通じる者」と判断されれば、これらの規定の保障からは外れることになる。特に、方言は「裁判所で使用される言語」の変種であると考えられる可能性が高い点から、「裁判所で使用される言語」に通じていると考えられやすい。

## 6. 結語

### (1) 整理

以上から、以下の点が整理できると考えられる。

第一点。国内法である裁判所法や刑事訴訟法の規定において、裁判所使用言語である日本語の中に、方言が含まれると考えられている。

第二点。方言の程度が甚だしい時は「日本語に通じない者」に準ずるとして位置づけることができる。

第三点。しかし、方言話者の方言が、「日本語」に該当するか否か、「日本語に通じる者」か「日本語に通じない者」かの境界線は、いくつかの裁判事例を通じて検討した場合、曖昧かつ不明確であった。

第四点。この判断は、裁判所の訴訟指揮権に委ねられる。

### (2) 今後の検討課題

実際、片言の日本語を話す外国人が被告人のケースでも通訳人を付けないことがあることから、方言を法廷で使用することや方言話者に通訳人を付けることは、現状としてかなり厳しいものがある。また、訴訟指揮権は、各裁判所毎の判断であるとするならば、それでも「日本語」の定義や「日本語に通じない者」の範囲がそれぞれ異なる可能性が出てくる。

このような問題点を考えるならば、裁判所

で当事者が使用する言語は、原則、当事者自身の選択に任せるべきではないかと考えられる（特に、被告人）。そして、言語面で、ある程度検察官と対等にわたりあうという意味からも、そして、国民による裁判の監視という点からも、真に公正な裁判を実現するのであれば、「自らが信用に値する言語」を選択する権利が被告人にはあると考えて然るべきではないかと考えられる。そして、裁判官や傍聴人が当事者の方言を理解できないというのであれば、当事者の請求に従って、通訳人は当然付けられるべきである。費用面や法整備の点から困難であるという意見もあるが、言語が主体となって行われる法廷の性質を考える以上、そして、真の公正かつ公開の裁判が行われるように裁判当事者の権利を守るためには、最低限必要不可欠なことではないだろうか。

しかし、これらの点については、より詳細な法的な検討が必要になる。本稿では、裁判所による現在までの対応を中心に考察したため、この点については問題提起に留めておきたいと考える。

(2008年10月17日脱稿)

### 注

- 1) 2007年4月25日付朝日新聞
- 2) この点、犯罪捜査規範179条1項は、供述調書の作成にあたり注意しなければならないこととして、「三 供述者が略語、方言、隠語等を用いた場合において、供述の真実性を確保するために必要があるときは、これをそのまま記載し、適当な注を付しておく等の方法を講ずること。」を掲げる。
- 3) 最高裁判所事務総局総務局編『裁判所法逐条解説下巻』（法曹会・1969）、65頁。
- 4) 前掲『裁判所法逐条解説下巻』、66頁。
- 5) 前掲『裁判所法逐条解説下巻』、67頁。
- 6) Tessa Morris-Suzuki は、「境界がマイノリティをつくる」と述べ、アイヌや北方少数民族、

- 沖縄人、小笠原諸島の先住民らを、マイノリティ研究において、歴史的な文脈で位置づける。この「境界がマイノリティをつくる」とは、日本が歴史的に政治的に境界を設定する作業の過程において、近代国民国家に射影される国民像とは本質的に異なるマイノリティが生み出されたことを示すものであり、それは彼らが、歴史的に政治的に変化した国境の確定に翻弄された経緯を示すものである。
- テッサ・モーリス＝鈴木（高橋豊子訳）「マイノリティと国民国家の未来」C・グラック／姜尚中／T・モーリス＝鈴木／比屋根照夫／岩崎奈緒子／T・フジタニ／H・ハルトォーニアン『日本の歴史25 日本はどこへ行くのか』（講談社・2003）、124頁。Tessa Morris-Suzuki, "A Descent into the Past: the frontier in the construction of Japanese history", Donald Denoon, Mark Hudson, Gavan McCormack and Tessa Morris-Suzuki (eds.), *Multicultural Japan: Palaeolithic to Postmodern* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001), 81-94.
- 7) 『世界大百科事典第24巻』（平凡社・1988）（井上史雄執筆部分）、129-130頁。
  - 8) 『世界大百科事典第26巻』（平凡社・1988）（井上史雄執筆部分）、60-62頁。
  - 9) ましこひでのりによれば、「方言」という呼称は、「社会言語学的見地からすれば、「言語」の下位単位という主張がからむ、完全に政治性をおびた用語にほかならない」、と指摘する。ましこひでのり「求心力の中核としての民族語－言語復活をめざす沖縄人とアイヌ民族を中心に－」中京大学社会科学研究所プロジェクト＜マイノリティ研究＞編『マイノリティの孤立性と孤高性』（成文堂・2002）、110頁。
  - 10) 東京高判1986年6月23日
  - 11) 東京高判1987年7月29日
  - 12) この事例については、琉球新報と沖縄タイムスの1972年2月16日夕刊と翌日朝刊に詳しい。その他、「沖縄を知る事典」編集委員会『沖縄

を知る事典』（日外アソシエーツ株式会社・2003）、仲里効『オキナワ、イメージの縁（エッジ）』（未来社・2007）、星野安三郎「冲青同裁判－＜方言札＞の侵略」現代の眼13巻7号（1972）、「国会爆竹事件」『別冊経済評論増刊号』（1972）を参照。その他、石崎 学・笹沼弘志・押久保倫夫編『リアル憲法学』（法律文化社・近日刊行予定）の「12章 日本語を話しなさい」（榎澤幸広執筆部分）。

- 13) イ・ヨンスク「『東京語』の表象の成立」言語316号（1998）、25-31頁。
- 14) 安田敏明「近代日本語政策史概観」飛田良文・佐藤武義編『現代日本語講座第一巻』（明治書院・2001）、197頁では、方言のもう一つの側面として方言が国語の古態を残した「国語」の通時性を保障する存在であったと捉える。
- 15) 福岡高判1987年6月23日。「被告人は機能障害者である。その意味で、弱者である。弱者の発生は、いつの時代においても、いかなる社会においても、避けられない。それは割り切らざるを得ない現象である。だが、法の適用の場面では、慎重な配慮が要請される。誤解がないようにしておくが、それはなにも、一種の似非ヒューマニズムで弱者の救済を図れなどと主張しているのではない。本件についていえば、通訳が本来の役割を担っていない現実を直視し、刑訴法は果たして身振り手振りの動作による通訳を当初から予想していたのであろうかということを、正確に理解する必要があるといたいだけなのである。今こうして読み進めている判決の内容にしても、それこそ期待しうべくもない異変が起こらない限り、被告人に通訳することは不可能であろう。それは断じてよい。国語に通じない者に通訳人を付する趣旨は、先に述べた。だが一方で、このように被告人にいかなる判決の宣告があったかを理解させることができないとすれば、そこに生じる誰の目からみても容易に推認し得るごまかし難い自己矛盾を、

- どのように解決したらよいであろうか。」
- 16) 伊藤栄樹・亀山継夫・小林 充・香城敏磨・佐々木史朗・増井清彦『新版注釈刑事訴訟法〔第二卷〕』（立花書房・1997）、432頁。
  - 17) 前掲『新版注釈刑事訴訟法〔第二卷〕』、432頁。
  - 18) 松下竜一『五分の虫、一寸の魂』（筑摩書房・1983）、184頁。
  - 19) 山口地判1998年5月26日
  - 20) 福岡高判1998年5月19日。また、福岡高判1998年11月5日も同様。
  - 21) 田口守一『刑事訴訟法第4版補正版』（弘文堂・2006年）、285頁。
  - 22) ヨーロッパ人権条約6条3項(e)、米州人権条約8条2項(a)、ルワンダ国際刑事裁判所規程20条4項(f)、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程21条4項(f)に、類似の条文規定があるが、本稿ではふれない。
  - 23) General comment 32 (2007), para.40.
  - 24) General comment 32 (2007), para.40.
  - 25) 渡辺 修・長尾ひろみ編『外国人と刑事手続－適正な通訳のために－』（成文堂・1998）、10-11頁。
  - 26) 東京高判1993年2月3日